

松戸市水道事業郵便入札取扱要綱

令和4年7月1日制定

（目的）

第1条 この要綱は、松戸市水道事業が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、入札書を郵送する方法による入札（以下「郵便入札」という。）の執行に関し、松戸市水道事業会計規程（昭和43年水道事業規程第5号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象案件）

第2条 松戸市水道事業建設工事等入札参加業者資格審査会等に関する規程（昭和57年水道事業規程第2号）第1条の規定による選定審査会及び一般競争入札資格審査会で、郵便入札により執行する必要があると認めるものを対象とする。

（競争入札の公告等）

第3条 郵便入札による競争入札を執行しようとする場合は、規程第95条各号のほか、郵便入札に関し必要な事項を併せて記載するものとする。

（費用の負担）

第4条 郵便入札における入札書の提出に係る郵便料については、競争入札の結果にかかわらず、郵便入札の参加者の負担とする。

（入札書の提出方法）

第5条 郵便入札の参加者は、入札書及び公告等により指定した必要書類（以下「入札書等」という。）を対面配達（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラス）により郵送しなければならない。

ただし、水道事業管理者が特に必要と認めるときは、持参により提出することができる。

2 前項の規定により入札書等を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒と外封筒に分けるものとする。ただし、レターパックプラスを使用する場合は外封筒として取り扱う。

3 内封筒に入札書を入れ、入札件名、開札日及び郵便入札参加者の商号・代表者名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘する。

4 外封筒に前項の内封筒と入札書以外の必要書類を同封し、宛名を「松戸市水道部総務課」と記載し、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、郵便入札の参加者の住所及び商号・代表者名を記載しなければならない。

5 複数案件の入札書等を1つの外封筒に封入し送付する場合は、同条第3項の内封筒を案件ごとに作成し、入札書以外の必要書類も案件ごとに纏め提出期限までに到達するように送付しなければならない。

(入札書の保管方法等)

第6条 入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して第5条第3項の内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札書提出期限までに入札辞退届を提出しなければならない。

なお、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(入札書の無効)

第8条 入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が連合してした入札
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札
- (5) 記名押印のない入札書による入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札
- (7) 第5条に規定する提出方法によらずに送付されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

(開札)

第9条 開札は公告に記載した日時及び場所において執行するものとする。

2 開札は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が当該入札事務に関係のない職員を入札立会人に指定して行う。

3 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、管理者が当該入札に関係のない同人数の職員を指定して、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第10条 第1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、別途日時及び場所を定め、再度入札を執行するものとする。

2 第1項の再度入札に参加することができる者は、第1回目の入札において、予定価格を超える価格で入札をした者とする。ただし、当該入札が無効又は失格である場合は、再度入札に参加することができない。

3 第1項の再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに提出期限については、前項の規定により再度入札に参加できるとされる者に対し、速やかに通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第1回目の開札状況により、再度入札を執行しない場合がある。

(落札者への通知等)

第11条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に電話等により連絡するとともに、入札結果を公表するものとする。

(入札の延期等)

第12条 管理者は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の執行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。